

重要なお知らせ

神奈川県在住の保護者の皆さまへ

神奈川県では、2019年4月1日より『神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』が施行されました。県内で自転車を利用される個人（未成年者も含む）や、業務において自転車を利用される企業や各種団体は、これまで通り交通ルールを守っていただくと共に、条例を遵守していただき、自転車の安全利用をお願いいたします。

近年、特に小学生や中学生、高校生の自転車事故が増加をしております。
音楽を聴きながら自転車を運転したり、携帯電話やスマートフォンを見ながらの運転は大変危険です。
未成年者を持つ保護者の皆さまには、日頃より子どもたちのお手本となる自転車の利用を心がけていただくと共に、自転車を安全に利用していただくための家庭教育も行っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、自転車を利用される際には、**自転車損害賠償責任保険等への加入が義務（10月1日以降）となりました。**

自転車事故の加害者に対し、1億円近い高額な損害賠償を請求される事例もでてきております。
無保険による不幸な事態を防止するためにも、自転車損害賠償責任保険等へのご加入をお願いいたします。



一般社団法人 自転車安全対策協議会

1 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

【保護者の皆さまに関係する条文（一部）】の概要

第12条 **保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。**

第16条 自転車利用者は、その利用に係る**自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。**

2 保護者は、その監護する未成年者の**自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。**

条例の施行日：2019年4月1日より施行

保 険 加 入：2019年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付されます

ヘルメット着用：お子様には必ずヘルメットの着用をお願いいたします

裏面もご覧ください

2 過去の自転車事故の賠償金判決事例（抜粋）

およそ5分20秒に1件の割合で**自転車事故が発生しております！**

賠償金額	事故の概要
約3,303万円	14才の男子中学生が歩道を自転車で走行中、歩道にある電柱を避けて突然車道に出たところ、対向してきた自動二輪車と衝突。相手男性は右視束管骨折、右上腕骨折、右目失明、身体障害8級の後遺障害を負った。（平成12年9月 京都地裁判決）
約9,521万円	小学5年生の男児が自転車で走行中に、散歩中の女性67歳と衝突。女性は跳ね飛ばされ頭を強打、意識不明の重体、現在も意識が戻らない状況。（平成25年7月 神戸地裁判決）
約9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯の手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。（平成20年6月東京地方裁判所判決）

（平成27年警察庁交通事故の発生状況より）

※**自転車事故の被害者に対する賠償金では、1億円近い判決も出ております。**

自転車加害者となる事故の多くは、裁判となる前に示談で解決する事例が多くあります。



3 自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。

自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりましたが、年間掛金はいくらぐらいするのか？どこに行けば加入することができるのか？そもそも自転車損害賠償責任保険等とはどういった保険なのか？保険って意外と分かり難いものです。

そこでお勧めするのが一般財団法人 全日本交通安全協会の【サイクル安心保険】です。

（幹事引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

自転車損害賠償責任保険の条件に適応した賠償責任保険の一例として、一般財団法人 全日本交通安全協会の自転車損害賠償責任保険制度【サイクル安心保険】をご紹介します。

詳しい内容は、右記QRコード®より内容をご確認いただくか、サイクル安心保険コールセンターまでお電話にてご照会ください。



サイクル安心保険コールセンター 0120-691-744（平日:午前9時～午後5時）

【お問い合わせ先】

一般社団法人 自転車安全対策協議会 事業部

〈東日本事業部〉東京都千代田区神田富山町22

〈西日本事業部〉大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

ホームページ <https://bsc.hp.rtsa.jp/>

電話番号  **0570-031965**

平日の午前9時から午後5時まで